

議案第 95 号

所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について

所沢市下水道条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

下水道排水設備の新設等を行う下水道排水設備指定工事店の指定申請等について、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市下水道条例の一部を改正する条例

所沢市下水道条例（昭和40年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第2号中「専属する」を「選任する」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第2号中「写し」の次に「又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し」を加え、同項第3号中「定款」の次に「又は寄附行為」を加え、同項第5号中「専属する責任技術者の」を「選任することとなる責任技術者との」に改め、同項第6号中「専属する責任技術者の」を「選任することとなる責任技術者に係る」に改める。

第9条の3第1項第1号中「が1名以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第9条の4第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、埼玉県内の他の営業所において兼任することを妨げない。

第9条の4第4項を削る。

第9条の6第1号中「写し」の次に「又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し」を加える。

第10条の3第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第10条の3第1項第10号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第9条の2及び第9条の6の規定は、この条例の施行の日以後にされた排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請及び下水道排水設備工事責任技術者の登録の申請について適用し、同日前にされた排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請及び下水道排水設備工事責任技術者の登録の申請については、なお従前の例による。